

事 務 連 絡
令和 4 年 2 月 8 日

西宮市内指定保育所等訪問支援事業者 様

西宮市法人指導課長
西宮市生活支援課長
西宮市障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う保育所等訪問支援事業所の対応について

平素は、本市の福祉行政の推進に多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市における新型コロナウイルス感染症拡大に伴う保育所等訪問支援事業の報酬算定等の具体的取り扱いについては、『『緊急事態宣言』発令に係る西宮市内指定障害児通所支援事業所の対応について(通知)』(令和2年4月10日西宮市法人指導課長ほか連名通知)にて示しておりましたが、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑み、以下の通り取り扱いますので、お知らせいたします。

記

1. 保育所等訪問支援における代替的支援の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症を予防するためにサービスの利用を希望しない利用児童については、居宅等による訪問、電話、skype その他の方法による支援において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合にも報酬算定して差し支えありません。

この場合、上記支援が通常のサービス利用としてみなされ、利用者負担が発生することを保護者に説明し、同意を得るとともに、説明及び同意を得た旨を記録してください。また、支援日、支援方法、支援内容についても、必ず記録をしてください。

報酬算定に当たっては、各保育所等訪問支援事業所の初回利用月から代替的支援によるサービス提供を行った場合は算定不可とし、代替的支援を行う月の前月までに通常利用していた児童に限り、通常利用時の利用回数を限度として算定してください。

なお、代替的支援の提供に当たっては、本人及び保護者への直接支援を行うことを必須としますが、Zoom等のオンライン会議アプリなどを用いて利用者及び学校園等との話し合いを実施するなど、可能な限り直接支援と間接支援を組み合わせた通常のサービス提供を行っていただくよう、お願いいたします。

<裏面へ続く>

2. 本通知の適用期間について

当面の間

3. その他

- ・ 学校園等に直接訪問してサービス提供される場合は、三密の回避など基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

以 上

問い合わせ先

西宮市法人指導課 電話：0798-35-3423

生活支援課 電話：0798-35-3923

障害福祉課 電話：0798-35-3767